

# 令和5年1月の主な動き、取組

## 1 雇用失業情勢への対応(令和4年11月内容)

(職業安定部職業安定課)

有効求人数	43,472人	対前月比	3.3%減(2か月連続の減少)
有効求職者数	32,945人	対前月比	1.0%減(4か月連続の減少)
有効求人倍率	1.32倍	前月比	0.03ポイント減少

※ 数値は季節調整値

## 2 障害者雇用優良中小事業主認定制度「もにす認定制度」鹿児島県内第3号が決定しました。

(職業安定部職業対策課)

障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業を認定する「もにす認定」制度の県内第3号認定企業として、有限会社鹿屋電子工業が認定されました。同企業の取り組みが、障害者雇用のロールモデルとして県内中小企業に認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。

## 3 新規大学等卒業予定者を対象とする企業説明・就職面接会を開催します。

(職業安定部訓練室)

大学院、大学、短大、高専、専修学校を令和5年3月に卒業予定の学生を対象とする「企業説明・就職面接会」を令和5年1月19日(木)に、鹿児島中央駅に隣接する「Li-Ka1920」において開催します。

就職活動を継続している学生のほか、既卒3年以内の方も参加できますので、お気軽にご来場ください。

## 4 「業務改善助成金(通常コース)」を拡充しました

(雇用環境・均等室)

助成上限額の引上げや助成対象事業場の拡大などで活用しやすくなりました。

鹿児島労働局発表  
令和4年12月27日(火)

鹿児島労働局 職業安定部  
職業安定課長 松山 和幸  
地方労働市場情報官 古川 恵  
TEL. 099 ( 219 ) 8711

## 鹿児島の雇用失業情勢(令和4年11月分)について ～有効求人倍率は、1.32倍と、前月を0.03P下回った。～

### 11月の概要

求人は高水準が続いているものの、新型コロナウイルス感染症や物価上昇が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

#### ○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.32倍** 前月より0.03ポイント減少(2か月連続の減少) (P6参照)
  - ・全国では、29番目の高さ。九州では、宮崎県、熊本県、大分県、佐賀県に次ぎ、5番目の高さ。
  - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.35倍 前月と同率

- ・有効求人数(季節調整値) **43,472人** 前月より3.3%減少(2か月連続の減少)

- ・有効求職者数(季節調整値) **32,945人** 前月より1.0%減少(4か月連続の減少)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.41倍 前月より0.03ポイント減少(3か月ぶりの減少)

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。

「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

#### ○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.13倍** 前月より0.10ポイント減少(2か月連続の減少) (P6参照)

- ・新規求人数(原数値) **15,049人** 前年同月より 3.3%増加(22か月連続の増加) (P6参照)

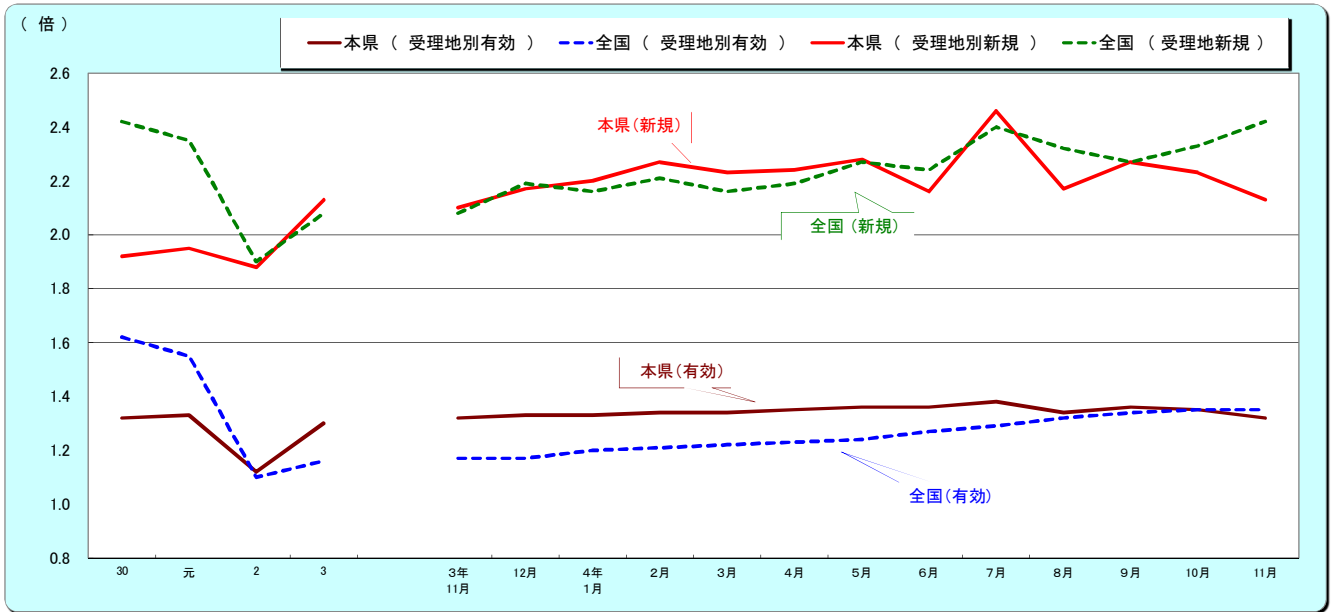
主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種・・・卸売業・小売業(9.2%増)、宿泊業・飲食サービス業(7.6%増)、  
医療・福祉(4.5%増)、サービス業(他に分類されないもの)(3.1%増)、  
製造業(2.5%増)、運輸・郵便業(1.9%増)

減少した業種・・・建設業(0.8%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **6,151人** 前年同月より 1.1%増加(3か月ぶりの増加) (P7参照)

# 1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		29年度	30	元	2	3	3年11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
有効求人倍率	受理地別	本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36	1.38	1.34	1.36	1.35	1.32
		全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	1.34	1.35	1.35
	就業地別	本県	1.31	1.42	1.42	1.18	1.36	1.39	1.39	1.41	1.41	1.42	1.44	1.45	1.44	1.47	1.42	1.44	1.44	1.41
新規求人倍率	受理地別	本県	1.78	1.92	1.95	1.88	2.13	2.10	2.17	2.20	2.27	2.23	2.24	2.28	2.16	2.46	2.17	2.27	2.23	2.13
		全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.08	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40	2.32	2.27	2.33	2.42
	就業地別	本県	1.91	2.05	2.08	1.97	2.24	2.56	2.83	2.27	2.45	2.22	2.40	2.42	2.26	2.65	2.33	2.37	2.40	2.27

# 2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数は、前年同月比3.3%増と、22か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度		令和4年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
新規求人数 ※	14,812	13.4	14,807	10.9	15,051	4.4	16,392	1.6	15,049	3.3
D 建設業	1,473	11.8	1,465	11.3	1,516	▲ 5.3	1,659	8.8	1,348	▲ 0.8
E 製造業	1,492	28.7	1,190	▲ 15.5	1,510	▲ 4.7	1,952	1.8	1,192	2.5
H 運輸業、郵便業	532	8.9	564	7.0	651	26.2	645	7.0	579	1.9
I 卸売業、小売業	1,997	7.0	2,271	4.5	1,991	3.5	2,138	3.7	2,335	9.2
M 宿泊業、飲食サービス業	821	23.0	1,130	65.7	991	48.8	1,080	3.1	1,003	7.6
P 医療、福祉	4,683	12.2	4,663	15.0	4,874	1.1	5,010	6.5	4,682	4.5
R サービス業(他に分類されないもの)	1,521	3.0	1,396	9.5	1,332	11.6	1,547	▲ 13.9	1,514	3.1

有効求人数	41,838	15.7	43,511	9.7	43,630	8.7	44,629	6.4	44,546	3.8
-------	--------	------	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

### 3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

有効求職者数は、44歳以下の年齢で6か月ぶりに減少となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度		令和4年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
新規求職申込件数	6,969	0.3	6,684	5.7	6,615	▲ 3.7	6,607	▲ 1.4	6,151	1.1
44歳以下	3,474	▲ 0.9	3,405	6.3	3,366	▲ 4.6	3,216	▲ 7.2	3,040	▲ 4.6
うち34歳以下	2,077	▲ 1.7	2,052	6.8	1,976	▲ 6.7	1,920	▲ 9.7	1,847	▲ 4.0
45歳以上	3,495	1.5	3,279	5.0	3,249	▲ 2.7	3,391	4.9	3,111	7.2
うち55歳以上	2,236	1.0	2,065	8.9	2,057	▲ 1.2	2,213	8.6	1,953	9.0
うち65歳以上	988	7.6	912	14.6	898	▲ 0.1	964	11.4	861	6.2
雇用保険受給資格決定件数	1,886	▲ 5.6	1,825	9.0	1,789	▲ 6.7	1,892	▲ 0.3	1,749	11.4

有効求職者数	32,302	▲ 0.3	33,307	5.3	33,120	3.7	33,014	3.5	32,230	3.0
44歳以下	15,248	▲ 0.7	15,688	5.1	15,708	3.5	15,658	2.5	15,108	▲ 0.3
うち34歳以下	9,118	▲ 1.1	9,437	4.7	9,372	2.3	9,316	1.4	9,013	▲ 1.1
45歳以上	17,054	0.1	17,619	5.4	17,412	4.0	17,356	4.4	17,122	6.1
うち55歳以上	10,953	▲ 0.5	11,394	6.2	11,173	4.8	11,146	6.2	11,031	8.7
うち65歳以上	419	8.8	4,372	13.8	4,180	8.9	4,232	11.6	4,260	12.9
雇用保険受給者実人員	6,459	▲ 5.0	7,354	▲ 1.7	6,935	▲ 0.0	6,403	▲ 0.2	6,222	▲ 2.4

### 3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

「離職求職者(うち事業主都合)」が大幅に増加し、「在職求職者」、「無業求職者」が減少となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度		令和4年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
新規求職申込件数	6,907	0.3	6,622	6.0	6,582	▲ 3.5	6,578	▲ 1.3	6,108	1.3
在職求職者	2,021	5.3	1,859	▲ 1.5	1,905	▲ 2.1	1,739	▲ 1.2	1,795	▲ 3.9
離職求職者	4,238	▲ 2.5	4,134	8.8	3,987	▲ 5.6	4,172	▲ 0.5	3,743	4.2
うち事業主都合	862	▲ 14.5	658	3.5	635	▲ 16.2	776	▲ 2.0	678	13.0
うち自己都合	3,116	0.7	3,273	11.2	3,128	▲ 3.3	3,189	0.2	2,880	2.9
無業求職者	649	4.2	629	12.9	690	5.7	667	▲ 6.1	570	▲ 0.2

#### 4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は55歳以上の年齢において増加に転じた。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			8月		9月		10月		11月	
就職件数	2,596	1.0	2,162	0.0	2,468	▲ 4.3	2,389	▲ 2.6	2,144	▲ 10.9
44歳以下	1,356	▲ 3.0	1,161	▲ 0.5	1,255	▲ 5.5	1,246	▲ 2.7	1,035	▲ 19.6
うち34歳以下	735	▲ 1.9	661	▲ 0.6	708	▲ 6.5	695	▲ 4.4	588	▲ 20.0
45歳以上	1,240	1.3	1,001	0.7	1,213	▲ 3.0	1,143	▲ 2.6	1,109	▲ 0.7
うち55歳以上	704	4.0	531	▲ 3.3	715	▲ 4.4	628	▲ 4.6	631	0.5
うち65歳以上	220	22.0	161	▲ 2.4	213	▲ 20.2	177	▲ 4.3	190	▲ 5.5
雇用保険受給者	685	▲ 5.5	641	▲ 3.9	774	7.4	723	10.4	620	▲ 9.4

#### 5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月比より0.05ポイントの上昇となった。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			8月		9月		10月		11月	
正社員新規求人数	7,001	13.4	7,116	9.7	7,450	3.6	7,894	8.2	6,996	6.8
新規求人数に占める割合	47.3%	0.0	48.1%	▲ 0.5	49.5%	▲ 0.4	48.2%	3.0	46.5%	1.5
正社員有効求人倍率	1.08	0.17	1.12	0.04	1.13	0.05	1.16	0.07	1.17	0.05
全 国	0.90	0.70	1.00	0.12	1.02	0.13	1.04	0.13	1.07	0.14
正社員有効求人数	20,159	15.3	21,537	8.7	21,643	8.6	22,046	9.3	21,701	6.9
有効求人数に占める割合	48.2%	▲ 0.1	49.5%	▲ 0.5	49.6%	▲ 0.1	49.4%	1.3	48.7%	1.4
正社員有効求職者数(※)	18,734	▲ 2.1	19,244	5.1	19,180	3.5	19,070	3.0	18,537	1.8
有効求職者に占める割合	58.0%	▲ 1.1	57.8%	▲ 0.1	57.9%	▲ 0.2	57.8%	▲ 0.2	57.5%	▲ 0.7

(※) 正社員有効求職者数・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

#### 6. 令和4年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和3年11月	1.31	1.41	1.43	1.70	1.47	1.28	1.61	1.35	1.23	1.78	1.80	1.21	1.41	1.37
12月	1.38	1.47	1.46	1.87	1.52	1.37	1.70	1.35	1.18	1.52	1.96	1.31	1.53	1.43
令和4年1月	1.39	1.54	1.42	1.92	1.45	1.31	1.67	1.42	1.15	1.35	1.92	1.38	1.44	1.41
2月	1.45	1.56	1.45	1.91	1.50	1.30	1.58	1.40	1.17	1.20	1.96	1.39	1.43	1.43
3月	1.43	1.58	1.44	1.82	1.44	1.27	1.46	1.38	1.12	1.43	1.71	1.31	1.42	1.41
4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30
5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26
6月	1.28	1.23	1.25	1.36	1.33	1.19	1.27	1.14	0.96	1.32	1.62	1.17	1.51	1.27
7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.32
8月	1.34	1.28	1.26	1.55	1.26	1.22	1.38	1.22	0.98	1.36	1.53	1.24	1.61	1.31
9月	1.36	1.55	1.29	1.53	1.27	1.19	1.44	1.14	0.99	1.37	1.59	1.30	1.51	1.32
10月	1.38	1.70	1.42	1.59	1.33	1.20	1.53	1.12	1.03	1.40	1.67	1.36	1.48	1.35
11月	1.43	1.75	1.32	1.75	1.38	1.19	1.28	1.15	0.98	1.70	1.69	1.39	1.52	1.38

## 〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。  
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。  
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。  
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。  
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。  
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに  
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人  
に直接応募した就職件数等が含まれている。

令和4年12月27日(火)

【照会先】

鹿児島労働局

職業安定部 職業対策課

課長 徳元 秀明

地方障害者雇用担当官 末松 和則

(電話) 099-219-8712 (内線193)

報道関係者 各位

## 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主 認定制度「もにす認定制度」鹿児島県内第3号が決定！

～大隅半島で障害者雇用と活躍推進に取り組む認定企業です～

「もにす認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業を認定する制度として、令和2年度に創設されたものです。

このたび、鹿児島労働局(局長 中所 照仁)では、鹿児島県内における「もにす認定」企業第3号として「有限会社鹿屋電子工業(鹿屋市)」を認定しました。同企業は、特別支援学校生の職場実習受入れや就職面接会参加を通して障害者雇用に取り組み、令和2年に「障害者雇用優良事業所県知事表彰」を受けています。

県内の民間企業における障害者雇用率(令和4年6月1日現在)は2.53%(全国第11位、全国平均2.25%)となっておりますが、法定雇用数未達成企業533社のうち中小企業が468社となっており、特に中小企業での障害者雇用の促進が重要な課題となっております。

もにす認定を受けた企業の取り組みについて、障害者雇用の身近なロールモデルとして県内の中小企業の方々に広く知っていただくことで障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。

また、もにす認定を受けた企業は自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、厚生労働省と鹿児島労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

つきましては、下記の日程で「もにす認定」通知書交付式を執り行います。

記

- 日時:令和5年1月17日(火) 11時30分～12時00分
- 場所:鹿児島労働局山下町庁舎  
(鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎3階会議室)
- 認定企業:有限会社 鹿屋電子工業  
(所在地:鹿児島県鹿屋市寿7丁目515-18)  
(事業:電子部品製造業)

※取材にお越しいただく際は、事前に照会先までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、交付式中止とさせていただきます場合があります。



認定マーク「もにす」

共に進む(とちにする)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられたものです。

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット



### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

## Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

### A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>





# 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること  
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)			
		優良	1点	取組関係の合格最低点		5点 (満点20点)			

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**と も に す す む**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

鹿児島で働こう

履歴書  
不要

予約不要

入場無料

見つけよう！

自分に合った企業を

まだ間に合う

# Li-Ka で決める!!

職種限定

- 事務系
- 販売
- 接客

## 新卒者の企業説明・就職面接会

開催

2023 **1.19** 木

12:30-16:25 (2部制)

第1部：12:30-14:25 (受付12:00-)

第2部：14:30-16:25 (受付14:00-)

10社参加 (5社×2部制)。

12:30・14:30から参加企業PRタイムあり。

10:00~11:30 **面接直前対策セミナー**を開催します。

奮ってご参加ください。



対象

令和5年3月大学院・大学・短大・  
高専・専修学校を卒業予定の方

上記を既卒3年以内で就職活動を  
継続している方

場所

### Li-Ka1920

5F Room A / Room B

鹿児島市中央町19-40

参加企業は裏面をご確認ください。



お問合せ先

## 新卒応援ハローワーク

TEL : 099-224-3433

新型コロナウイルス  
感染症防止対策



37.5度以上の  
発熱がある方は  
ご来場をお控えください。



マスクの  
用意・着用を  
お願いいたします。



会場への入退場の際には、  
手指のアルコール消毒を  
お願いいたします。



会場へ入場の際に  
体調確認・検温を  
実施いたします。



オンライン開催に  
変更する場合があります。

主催：鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県

# Li-Kaで決める!!

## 新卒者の企業説明・就職面接会

### ー タイムスケジュール ー

10:00 ～ 11:30	「面接直前対策」セミナー【Room B】 鹿児島新卒応援ハローワーク
12:00	受付開始
12:30 ～ 13:20	企業PRタイム【Room B】 (10分×5社)
13:20 ～ 14:25	企業説明・面接会【Room A】 (5ブース)
14:30 ～ 15:20	企業PRタイム【Room B】 (10分×5社)
15:20 ～ 16:25	企業説明・面接会【Room A】 (5ブース)

### ー 参加企業 ー

1月19日(木)	企業名	募集職種
13:25 ～ 14:25	株式会社 光学堂	販売・接客
	株式会社 パソラボ鹿児島	検体集配業務
	鹿児島国際観光 株式会社 (サンロイヤルホテル)	サービス係
	南九州トンボ 株式会社	営業全般
15:25 ～ 16:25	鹿児島三菱自動車 株式会社	総務・経理事務/営業
	株式会社 山形屋ストア	販売・管理
	南国交通 株式会社	総合職
	株式会社 トヨタレンタリース鹿児島	一般職
	アイ・エイチ・ジェイ 株式会社	携帯電話販売スタッフ
	株式会社 コメリ	販売職 (ホーム社員)

報道関係者 各位

令和4年12月27日（火）

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 礒元 昭二

室長 補佐 稲田 一穂

## 「業務改善助成金（通常コース）」を拡充しました ～助成上限額の引上げや助成対象事業場の拡大などで活用しやすくなりました～

厚生労働省では、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援するため、「業務改善助成金」制度を設けています。

このたび、賃金引上げを行う中小企業・小規模事業者を支援するため、「業務改善助成金（通常コース）」の助成上限額の引上げ、助成対象経費の拡充、対象事業場の拡大などの改定を行い、令和4年12月12日から申請を受け付けています。なお、申請期限は令和5年3月31日までです。

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）では、今回改正された地域別最低賃金の周知と併せて、別添リーフレットの配布等により、業務改善助成金の活用促進に向けた周知に積極的に取り組みます。

主な拡充内容は以下のとおりです。

■事業場規模が30人未満の事業者について、助成上限額を引上げました。

【具体的な助成上限額の引上げ額】

（単位：万円）

賃金を上げる 労働者の数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30→ <b>60</b>	45→ <b>80</b>	60→ <b>110</b>	90→ <b>170</b>
2人～3人	50→ <b>90</b>	70→ <b>110</b>	90→ <b>160</b>	150→ <b>240</b>
4人～6人	70→ <b>100</b>	100→ <b>140</b>	150→ <b>190</b>	270→ <b>290</b>
7人以上	100→ <b>120</b>	150→ <b>160</b>	230	450
10人以上	120→ <b>130</b>	180	300	600

■助成対象経費が拡充される特例事業者には、生産性向上に資する設備投資などに関連する経費の支出も認められるようになりました。

【助成対象経費が拡充される特例事業者とは】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が、前年、前々年または3年前の同じ月に比べて15%以上減少した事業者
- 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者

**【関連する経費とは】**

業務改善計画に計上された、生産性向上等に資する設備投資等(A)を行う取組に関連する費用(B)(=関連する経費)についても新たに助成対象となりました。

A 生産性向上等に 資する設備投資等	機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

■事業場規模を100人以下とする要件を廃止しました。

事業場規模が101人以上の事業場を持つ中小企業・小規模事業者も申請が可能になりました。

<助成金制度の詳細はこちら>

- 〔2〕業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/z\\_igyonushi/shienjigyuu/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/z_igyonushi/shienjigyuu/03.html)



<添付資料>

- 1 リーフレット「業務改善助成金（通常コース）のご案内」
- 2 令和4年度業務改善助成金の概要（拡充内容を反映した全体版）

# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日  
(事業完了期限：令和5年3月31日)

業務改善助成金（通常コース）とは

事業内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金  
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

## 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者 A
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

・ ( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

### 助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを  
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って  
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

※ 10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（裏面参照）が対象です。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 対象となる事業者

一般事業者: 次のどちらにも該当する事業場

- ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者: 一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場  
また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ① 事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ② 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の  
特例事業者は  
助成対象経費が  
拡大されます！

## 助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

### 生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 B

### 関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



#### <生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配達できるようにデリバリー用3輪バイクを導入

#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

#### 関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



## 注意事項・お問い合わせ

### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金

検索

# 令和4年度 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。赤字は令和4年12月12日の改正箇所になります。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。  
詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください！

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成



業務改善助成金

検索



	通常コース		特例コース
		〔特例〕	
対象となる事業者	①②いずれも満たす事業者 ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者 ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、 ○令和4年10月6日以降 853円～883円の事業者  <b>※事業場規模100人以下の条件を廃止</b>	①②いずれも満たし、かつ③④いずれかを満たす事業者 ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者 ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、 ○令和4年10月6日以降 853円～883円の事業者  ③新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が <b>3年前まで</b> と比較して <b>15%減少</b> している事業者 ④原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により <b>利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下</b> した事業者 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）  <b>※事業場規模100人以下の条件を廃止</b>	①②⑤いずれも満たし、かつ③④いずれかを満たす事業者 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、 ○令和3年10月1日まで 793円～823円の事業者 ○令和4年10月5日まで 821円～851円の事業者 ○令和4年10月6日以降 853円～883円の事業者 ②中小企業基本法に基づく中小事業者 ③新型コロナウイルス感染症の影響により <b>令和3年4月から令和4年12月までの期間</b> の売上高等が <b>3年前まで</b> と比較して30%以上減少した事業者 ④原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により <b>利益率※2が前年同月に比べ5%ポイント以上低下</b> した事業者 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率） ⑤令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる事業者
助成率	事業場内最低賃金が ○870円未満…9/10 ○870円以上920円未満…4/5 ※生産性要件を満たした事業者の助成率は、9/10	事業場内最低賃金が ○870円未満…9/10 ○870円以上920円未満…4/5 ※生産性要件を満たした事業者の助成率は、9/10	事業場内最低賃金が ○920円未満…4/5
助成対象経費	交付要領別紙4（表1）に定める経費	交付要領別紙4（表1）に定める経費及び（表2）に定める関連する経費 ただし、機械装置等購入費の内容は注8のとおり	交付要領別紙2に定める経費
申請期限	<b>令和5年3月31日</b>		令和5年1月31日
賃金引上げ期限	交付申請後から事業完了期日までの間 （原則事業実績報告書の提出日までに1月分以上の賃金支払い実績が必要）		令和3年7月16日から <b>令和4年12月31日まで</b> （交付申請までに賃金引上げを完了する必要）
事業完了期限	令和5年3月31日		

コース区分 (引上げ額)	30円コース (30円以上)		45円コース (45円以上)		60円コース (60円以上)		90円コース (90円以上)		
	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	
引き上げる労働者数	1人	30万円	60万円	45万円	80万円	60万円	110万円	90万円	170万円
	2～3人	50万円	90万円	70万円	110万円	90万円	160万円	150万円	240万円
	4～6人	70万円	100万円	100万円	140万円	150万円	190万円	270万円	290万円
	7人以上	100万円	120万円	150万円	160万円	230万円		450万円	
	10人以上	120万円	130万円	180万円		300万円		600万円	

※特例コースについては30円コースのみで事業場規模30人未満の事業者の助成上限額の拡大（赤字部分）は適用されません

お問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 又は 鹿児島労働局雇用環境・均等室  
電話：0120-366-440 電話：099-223-8239